

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：西尾市立巨海保育園	種別：保育所	
代表者氏名：神谷 陽子	定員（利用人数）：87名（81名）	
所在地：愛知県西尾市巨海町宮岸10番地2		
TEL： 0563-59-8590		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和44年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：10名	非常勤職員：14名
専門職員	（園長） 1名	（主任） 1名
	（事務パート）2名	（保育士） 17名
	（調理員） 2名	（看護師） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等）エアコン・電子ピアノ
		CDデッキ

### ③理念・基本方針

#### ★理念

入所する子どもの最善の利益を基に考え、子ども達が心身ともにたくましく健やかに育つことを願い、豊かな生活環境の中で愛情あふれる保育を行う。

#### ★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切にされた、愛情豊かな保育する。
- ・地域の実態を把握し、保護者との信頼関係を築きながら家庭支援に努める。
- ・職員の資質向上及び職員間の連携を図り、保育内容の充実に努める。
- ・小学校との連携、交流を深め、滑らかな小学校との接続を図る。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

1. 異年齢交流の一環として月に2度程度「おやつ交流」を行っています。一緒に食べたい友だちに「一緒に食べよう」と誘ったり、一緒に食べる約束をしたり、場所を決めたりして違うクラスの友だちと過ごすことの喜びを味わうことを目的としています。また、各年齢一クラスなので、異年齢で散歩に出かけたり、集団遊びをしたりしています。

2. 地域交流の一環として、月に1度程度、入園前親子対象の「あおむし広場」を行っていて、園庭開放や講師を招いてリトミックやピアノ演奏などの活動を取り入れている。さらに5歳児は様々な体験ができるように小学校見学（運動会予行、なわとび大会、マラソン大会、生活発表会）や近隣の畑に苗植えや野菜の収穫に出かけている。また幼児クラスは交代で月2度、地域の高齢者が集まるイベントに参加する機会を設けている。

3. 食育の一環として「畑の先生」（農業をしてみえる保護者）に来てもらい、苗や種の植え方や育て方を教えてもらっている。さらに保育参加には試食会を兼ねて、保護者の方に「食事の手伝いの様子」「子どもの食材への興味」「食事のマナー」を見てもらう機会を設けている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 4月25日(契約日) ~ 令和 6年 2月26日(評価確定日) 【令和 5年12月22日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成30年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆率先垂範の裏付けとなる自己研鑽

園長就任1年目であるが、園長は保育に懸ける明確な信念を持って園運営や職員指導にあたっている。その根底には「目的を持って行動する」とのゆるぎない精神が流れており、職員への指導にあたって「なぜそうするのか」という根拠や目的を考えさせている。率先垂範して職員集団を牽引する園長ではあるが、その裏には園長自身のたゆまぬ自己研鑽がある。5歳児のお茶会を4歳児が見学するイベントの中で、一輪挿しに飾られた山茶花の花言葉をすらすらと言って見せる園長に、その片鱗を見ることができた。

##### ◆共生型社会の創生に向けて

コロナ禍後の重点的な取組みの一つに「地域交流の再開」があり、コロナ禍によって停滞した活動を復活させようとの園長の思いに沿った施策である。組織的な取組みとするために、事業計画にも地域との関わりの方針や内容が明記されている。評価日当日、地域の高齢者施設（デイサービス）から利用者3名と職員2名が訪れ、園へ手作りのちゃぶ台のプレゼントがあった。即興で子どもたちが「ラーメン体操」を披露し、園庭が和やかな雰囲気にも包まれていた。共生型社会の創生に向けた先駆的な取組みとして評価できる。

##### ◆園と地域との絆

園長が、寺津小校区コミュニティ推進協議会や町内会、長寿会、巨海サロン、寺津っ子を育てる会等々の会議や会合に積極的に顔を出している。地域に共通する課題を共有し、その解決や改善のために活動するとともに、園運営にも資する情報を取得している。それらの集まりを通して園との絆が深まり、町内会長による園周辺の樹木の消毒や剪定、長寿会メンバーによる夏場の園庭の芝刈り（5回）へとつながっている。農業をしている保護者を「畑の先生」として招き、野菜の苗の植え方や種の撒き方から始まり、育成から収穫に至るまでの指導を受けている。

◆職員の保育への熱意

職員が保育に対しての強い思いを持っている。また、それを誇りにする園長、主査の気持ちが伝わってきた。「改善に向けたメモ」の欄には「もっとこうすればいいのでは」という前向きな思いが多く表れている。この園で、子どもたちがより輝けるよう、職員としても、もっともっとできるのでは、という気持ちが伝わってくる内容である。

◇改善を求められる点

◆記録や文書作成の日付けの記載

研修履修後に報告書の提出を求めているが、報告書の様式には表題がなく、報告日の日付けの記載欄もない。記録の証拠性を担保し、トレーサビリティ（後日の追跡）を可能とするためにも、表題と日付けの記載を求めたい。また、園で管理・保管する規程やマニュアル類の文書に関しても「最新版管理」の原則から、制定日や改訂日の記載があることを確認されたい。

◆事業運営の透明性の確保のために

園を紹介するリーフレットは、園の実情に合わせるために毎年を更新が行われている。それを市役所等に設置したり園のホームページに掲載したりと、広く公開している。苦情・要望等は、受け付けた都度「園だより」で公表している。ただ、取組みの基となる「児童福祉施設における苦情等解決に関する要綱」が、平成23年以来10年以上にわたって改訂されていない。近年、事業運営の透明性を確保する上で、苦情情報の取扱い（公表・公開）が重要視されている。規程やマニュアル類の見直しの仕組みを構築し、苦情情報に関しては実情に合った要綱とされたい。

◆情報の整理

SNSを利用して連絡事項を流し、職員全員がすぐに確認できる仕組みが整えられている。しかし、情報量が雑多になるというマイナス面も出てきている。SNSに載せる情報の選択・整理を検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審の機会をいただき、様々なことに気づけるきっかけとなりました。評価結果を確認し、直ぐに改善されるべきことは、早急に改善していきます。また、他園にも結果を伝え、西尾市全体で一緒に子どもたちの最善の利益に繋がるように話し合っていきます。評価を受けることで「自己評価の判断した理由や根拠」「改善に向けたメモ」の内容を職員同士で話し合う対話が増え、保育に対する意識が更に高くなったことを感じます。評価結果を見て、自園の「弱み」が明確になり、安全管理についての意識の低さが浮き彫りとなったので研修を受講し知識や意識の向上を図りたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 保育理念、保育方針がホームページやリーフレットに記載され、それに沿った園目標やクラス目標を設定している。これらの目標が職員室や各クラスに掲示しており、職員は常に目にすることができる。行事等の案内にも、行事の内容とクラス目標とを関連付けた説明を載せている。保護者への周知も進んでおり、保護者アンケートの「理念の保護者周知」は、95%と高い肯定率を示した。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 園長は、就任1年目であるが、コロナ禍で閉塞感に陥っていた園運営を正常化しようと精力的に動いている。園運営に必要な情報は、市の園長会への参加や保育課からのメール配信等で把握している。必要に応じ、職員に文書を配付して情報共有を図っている。地域の情報は、寺津小校区コミュニティ推進協議会や町内会、長寿会、巨海サロン等への参加に加え「寺小だより」等からも得ている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> コロナの5類移行に伴い、園長は「異年齢の子どもの接点」と「地域交流の再開」を課題として保育を展開している。「異年齢の子どもの接点」は、評価当日の5歳児のお茶会に具現を見ることができた。5歳児がお運びをし、お茶を飲み、会場から退出するまでを4歳児が見学し、礼儀作法を学び取っていた。「地域交流の再開」に関しては、園からの呼びかけに対して小学校の反応が鈍い。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 事業計画の中に「中・長期を見据えて」の項目で令和5～7年度の中期計画が載っている。「人材育成」や「地域との関わり」等、主要な4項目に関して、それぞれの年度で取り組むべき具体的な事項が掲げられている。課題としては、各年度の取組みに関し、可能なものには数値目標を設定するなど、年度ごとの進捗を評価できる仕組みとすることが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	②・b・c
<コメント> 中期計画としての「中・長期を見据えて」に取り上げられた項目や取組みが「令和5年度事業計画」に反映されており、中期計画と単年度の事業計画の整合が図られている。来年度用のリーフレットの改定作業が始まっており、リーフレット（案）では、来年度の保育の柱となるべき取組み内容に更新されている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 職員の意見を十分に聞き取った上で、園長と主査によって事業計画がまとめられている。園長の発言に職員意見が誘導されることの無いよう、職員の自主性が要求される会議や検討の場（園内研究等）では、「参加はするが口出しはしない」との方針で臨んでいる。行事計画の立案等には、職員意見が十分に反映されている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 理念や方針の保護者周知と同様に「保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」も高い肯定率（80%超）を示した。説明会で、入園式で、総会で、パンフレットで、配付資料で、園長から、市役所の人と一緒に…等々、様々な記述がみられるが、園（園長）が目指している方向性を、保護者に理解してもらおうとの努力は十分に伝わってくる。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 行事後には反省会を行って振り返りを行い、次回の取組みに反映させようとしている。権利擁護に関するチェックシートを使った自己点検を行い、不適切な保育に陥らないように取り組んでいる。第三者評価を定期的に受審しており、今回が3回目の受審となる。今後の課題として、保育全般に対する自己評価の実施が挙げられる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 前年度の他園の第三者評価の結果が園長会で報告され、受審した園長の気づきや改善指摘事項が記載された資料が全園長に配付されている。その配付資料には、当園の園長が記したアンダーラインが無数に残っている。「他山の石」として、園の改善活動に活かそうとの思いがある。保護者間のSNSの拡散問題、各種計画の月・週案への反映等々、着々と改善計画が進められている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の職責は「運営規程」に明記されており、「組織図（運営機構）」から権限の及ぶ領域が明確になっている。また「運営規程」の記述から、園長不在時の権限委任先は主査であることが読み取れる。園長は常に自らの考え方や保育に対する方針を職員に示し、毎月の「園だより」にも、保護者に伝えたい思いが掲載されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 「関係法令リスト」があり、園運営に関係する法令が網羅されている。法改正があったときや新たな法令等の施行時には、園長が職員に対して、法令の内容を伝えるだけでなく、制定や改定の目的にまで遡って説明している。そのような配慮を持って取り組んでいるが、園長と職員との、また正規職員と会計年度任用職員との間ではコンプライアンスに関する意識の差が生じている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 主要な行事後に保護者に対して満足度調査を行い、数値を分析して満足度が向上したか否かを確認している。保育の質の向上には、職員の資質向上が必須の要件であると考え、常に目的意識を持って行動するよう指導している。そのためには自らの研鑽を惜しまず、常に向上心や改善意識を持って園運営にあたっている。率先垂範を旨とし、先頭に立って職員集団を牽引している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 時間が許せば園長と主査が行事立案に加わり、職員の業務負担を軽くしている。ICT化を進め、ハグノートの導入で保護者との連携が強固となった。各クラスにタブレットを設置し、文書作成や「クラスだより」の配付の手間を省いている。ただ、子どもの登降園はデータ管理されているが「出席簿」とはリンクしていない。職員の勤怠管理もデータ化されているが、手作業での確認が必要であり、改善の余地が残る。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 職員の採用は市の主導で行われており、園では職員の定着に取り組んでいる。園長は、職員と意思の疎通を図り、良好なコミュニケーションの取れた組織づくりを目指している。そのために、年間2回、正規職員との面談の機会がある。会計年度任用職員に関しては、年に1回次年度の就労意向に関する面談を行っている。結果として、離職率は低く安定的な職員雇用が実現している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 終身雇用前提の伝統的なキャリアパスが構築され「能力・取組姿勢評価シート」を使った人事考課も行われている。「成績評価シート」に個人目標を書き入れ、職員一人ひとりについての目標管理の仕組みがある。しかし、キャリアパス、人事考課、目標管理の相互の関連が考慮されていない。昇給や賞与、昇進等に関する人事基準も明確に示されず、職員が高いモチベーションを維持できる人事制度とは言い難い。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>時間外労働に関しては、安易な残業をしないことを前提に、職員の自己申請を園長が認める形で管理している。園長自身が範を示し、早く帰宅することを励行している。長時間保育を利用する保護者への対応があって勤務が時間外に及ぶことはあるが、特定の職員に偏ったことではない。職位・職階による有給休暇の取りづらさもなく、職員雇用は安定している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度の初めに園長や主査と面談を行って目標を定め「成果評価シート」を使った目標管理を行っている。しかし、進捗を管理する評価の仕組みがないため「成果評価シート」はパソコンの中で眠った状態である。多くの職員は、自らの目標に対し意識して保育にあたっているとは言い難い。また、目標管理の成果が人事考課（「能力・取組姿勢評価シート」）に反映されておらず、制度の再検討を要す。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の研修計画に沿って研修に参加し、履修後には復命書や報告書を提出している。所感として、受講で得た気づきやアクションプランを記述し、数ヶ月後に受講した職員自身が実践の度合いを評価している。それを園長と主査が確認している。しかし、報告書の様式には表題がなく、作成日も記載欄もない。記録の証拠性を担保し、トレーサビリティ（後日の追跡）を可能とするためにも、表題と日付の記載を求めたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員一人ひとりの研修受講履歴が「研修受講記録一覧」に記載されており、入職以降に受講した研修が管理されている。園全体で取り組む園内研究は、職員の自主性を尊重しようとの趣旨から、園長や主査は参加するが口を挟まないように気を配っている。弾力的に勤務シフトを調整するなど、必要な研修には必要な職員が参加できるよう配慮している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育実習要領」に実習受け入れの意義や目的が明記してあり、要領に沿って実習生を受け入れている。コロナの影響もあり、今年度の受け入れ予定は1名のみとなっている。実習の終了時に反省会を行い「実習生反省会記録」を残している。この中には、実習を担当した職員のコメントや園長、主査の評価も含まれている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園を紹介するリーフレットは、園の実情に合わせるために毎年の更新が行われている。それを市役所等に設置したり園のホームページに掲載したりと、広く公開している。苦情・要望等は「園だより」で適宜公表が行われている。ただ、基となる「児童福祉施設における苦情等解決に関する要綱」が平成23年以来10年以上にわたって改訂されていない。見直しの仕組みを構築し、実情に合った要綱とされたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>キャッシュレス化が進み、園からの現金の現金の出金は無い。現金にて集金することはあるが、主査が現金出納（集金）を担当し、園長が確認（決裁）するという、内部牽制が働く仕組みが構築されている。直近に市と県の監査があったが、市の監査では細かな過誤修正の指摘があった程度で、県の監査では指導、指摘事項はなかった。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「地域交流の再開」は、コロナ禍によって停滞した活動を復活させようとの園長の方針の一つである。事業計画にも、地域との関わりの方針や内容が明記されている。評価日当日、地域の高齢者施設（デイサービス）から利用者3名と職員2名が訪れ、園へ手作りのちゃぶ台のプレゼントがあった。即興で子どもたちが「ラーメン体操」を披露するなど、共生型社会の創生に向けた先駆的な取組みとなっている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティアの受入れに関するマニュアルがあり、それに沿った積極的な受入れがある。地域の中学校から、福祉体験学習として3名の2年生を受け入れた。同じ中学校の家庭科の保育実習に協力し、2日間に分けて65名の中学生を受け入れた。町内会の役員（会長）が園周辺の樹木の消毒や剪定に訪れ、長寿会のメンバーが園庭の芝刈りに5回の奉仕活動を行ってくれた。年度末には「感謝の会」の予定がある。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「関係法令リスト」の中に「関係機関との連携」の項目があり、園に関わる社会資源が列挙されている。地域交流・連携に力を入れており、寺津小校区コミュニティ推進協議会、町内会、長寿会、巨海サロン、寺津っ子を育てる会等に参加して地域連携を図っている。ただ、地域の小学校への働きかけに対して小学校側の反応が鈍く、課題を次年度に残す結果となっている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長が、寺津小校区コミュニティ推進協議会をはじめとする地域の各種会合に顔を出し、地域に共通した課題を共有して福祉ニーズの把握に努めている。園開放の「あおむしひろば」に参加する未就園児の保護者との会話の中からも、地域の保育に関するニーズを拾っている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>未就園児親子を対象とした「あおむしひろば」が年間9回開催され、毎回10組前後の未就園児親子が参加している。園長は、地域の福祉ニーズを正しく理解するためには、より多くの保護者と接点を持つことが必要と考えており「あおむしひろば」の開催回数を増やす計画を持っている。「宣伝不足」と、園長は自責の念を抱いており、次年度以降の公益的的事业や活動の積極的な展開が期待される。</p>			



評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 人権を守るためのチェックリストを使って自己点検を行っている。また、不適切保育のニュースがあった場合は、その内容を職員会議で話し合ったり、互いにチェックしたりしている。アプリを利用しての連絡ができるようになり、情報を細かく発信しているが、一方通行になりがちである。情報が理解できているか確認する方法を検討されたい。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「プライバシー保護マニュアル」は確認できた。園の決まりとして行っているが、マニュアルの内容は職員には十分に伝わっていない。研修等で周知することで、基本的な知識を再確認できる。また、園の具体的なマニュアルを作成し、それを活用して研修を行い、見やすい場所に置いておくことを提案する。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉑ ・ b ・ c
<コメント> リーフレットは常に市役所保育課に置いてあり、興味や関心を持った人が誰でも手に取れるようになっている。ホームページにもリーフレットが載っている。希望者には園見学を受け入れており、園長、主査が丁寧に対応している。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育の内容は、入園説明会や進級説明会で説明をしている。途中入園の際には、その都度面談で説明している。特別な配慮の必要な家庭は、公的機関からの情報も得ることができている。説明した内容が理解できていない保護者も確認されるため、その内容を説明会でより詳しく説明していけたらよいという、職員からの意見がある。前向きに検討されたい。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育所変更の場合のマニュアルは確認できた。退園、卒園後も相談に乗ることは「重要事項説明書」に謳われている。しかし、職員は把握できていないため「重要事項説明書」や、園で保護者に向けて出している書面を、職員が読み合せたり理解したりするための取組を期待したい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保護者参加の行事はすべて事後アンケートを行っており、保護者の思いを受け止め、意見を職員会議で報告した後、アンケート結果として書面でフィードバックしている。幼児組は年1～2回の個別懇談会（低年齢児は希望者のみ）で個別の意見を聞き取ることができ、園の情報を直接伝えている。このことに対する保護者アンケートは、肯定的な意見が多かった。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 苦情・相談窓口については、書面で職員室前の目に付く場所に提示してある。日々のコミュニケーションは担当が主に行い、今回の保護者アンケートでも、子どもの様子をよく伝えてもらえると、感謝の言葉が多かった。「苦情処理簿」については整備されているが、苦情を受け付けた後、解決に至った経緯の記載がなかった。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt; 送迎時には職員が積極的に声をかけ、保護者とのコミュニケーションを大切にしている。また、アプリでの「連絡帳」で、毎日の様子を写真と文章で知らせている。低年齢児に関しては、毎日の「連絡ノート」はアプリで行っており、保護者の満足度は高い。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者からの意見には、主に園長と主査が対応している。しかし、相談の方法は不明瞭であると職員は感じている。「育児相談月報」に相談事項の記載があるが、内容の周知は不十分であると感じている。全員に知らせる方法を検討し、皆が共通の認識を持って保育実践ができる環境を整えられたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt; 職員による安全点検が毎朝行われており、起こった事故は職員間のSNSですぐに連絡され、全員に知らされる。しかし、情報量が細かく多岐にわたるため、確認しきれないという意見もあった。情報の整理が早急の課題である。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt; 感染症発生時に、保護者へ情報を知らせるのみならず、感染症の症状などの情報を知らせている。これは保護者にとっても有効・有益な支援であり、保護者アンケートでも感謝の言葉があった。一方で「感染症マニュアル」は整備されているものの、職員への周知は十分とは言い難い状態である。研修など、皆でマニュアルを確認する機会を作られたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt; 海に近い立地であるが、津波や洪水被害の心配はなく、ハザードマップ上でも災害警戒無指定地区である。そのためか、いざという場合の避難場所の周知や確認は十分ではなかった。避難訓練は行っているが、万が一の場合の想定も怠らず、地域の避難場所の確認や、訓練に取り入れることなども今後計画し、職員へも周知されたい。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt; 「保育の全体的な計画」や年間指導計画、月週案、行事計画など、書面での確認はできた。周知もされているが、徹底はされていないと職員は感じている。よりよい保育を行っていかうという意識の高さが感じられる。この思いを実現できるような研修や話し合いの機会を計画し、保育の質の向上を目指して欲しい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt; 指導計画の見直しは毎月の反省会で行われ、行事計画は行事ごとに行われている。しかし、標準的な実施方法を定めた各種のマニュアルについては、職員への周知が不十分であるため、今後は全体的な理解ができるようなマニュアルの見直しを行い、それを活用した研修にも力を入れていただきたい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉗ ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」を基に指導計画が作成されている。低年齢児や障害のある子どもの個別指導計画も確認できた。また、園長・主査が記録を確認し、丁寧に指導している。子ども一人ひとりをよく観察し、それを基に計画を立てているという思いも強く、地域との関わりも計画に入れ、開かれた園を体現している。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉗ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画の評価や見直しが定期的に行われており、その方法も確認できた。緊急に変更することに関して仕組みがないと考え、自己評価を下げたようであるが、変更の場合は訂正を手書きで行うなどの指導はあり、実際にその方法が定着している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 子どもに関する記録は適切に作成されており、職員間の情報共有も行われている。しかし、情報が過多で整理されていないため、職員の迷いが出ていた。情報を整理し、分かりやすく提供することを工夫されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉗ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの個人情報に関わるものは、鍵付きの書庫で保管されている。保管・保存・廃棄の定めも確認できた。個人情報保護については職員研修を行い、年度ごとに再確認を行っている。保護者に向けては「重要事項説明書」に明記され、入園時に説明して同意を得ている。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の理念や方針は「保育の全体的な計画」にも明記され、それに基づいて指導計画が作成されている。「保育の全体的な計画」は、園長と主査が中心となって年度末に反省し、その結果を年度初めに職員に示し、職員会議等を使って職員全体で作成している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>建物の老朽化で不便な箇所があるが、毎年市に修繕や改善を申請している。すぐに叶うものや、予算の関係で叶わないものもあるが、乳児室のエアコンなどは、昨今の異常な気候の変化で早急に必要と判断され、早期に実現できた。毎日の遊具消毒など、職員が丁寧に行っている。子どもの生活にふさわしい場として、維持、管理しようとする意識は高い。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりを大切にしたい保育を職員間で共有し、その実践を心掛けている。保護者アンケートでも職員への批判は少なく、感謝の言葉やねぎらいの言葉が多かった。日常のコミュニケーションを大切にしており、保護者とも子どもとも信頼関係を培ってきた証でもある。職員間もアプリを使って、情報の共有ができています。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の意識は高く、少人数での保育であるため、比較的小児の把握がしやすく、保育の中で基本的な生活習慣が身に付くよう環境を整えている。しかし、保護者への啓発は十分ではないと感じている職員もいる。家庭と手を取り合って子どもと向き合うことで、より良い結果（基本的な生活習慣の習得）が得られることとなる。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が話し合っ環境を整備し、子どもに主体的な遊びの場を提供している。異年齢交流も自然に生まれ、子ども同士が学びあう姿が見られる。ただ、職員の中では、行事があるとそれに捉われてしまうことが課題となっている。主体的な保育活動と行事の行い方、考え方等を考えるよい機会となるよう、この意見を基に話し合い、より充実した生活環境となることを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0、1歳児は合同保育である。動き回る1歳児と、まだ生活リズムの整わない0歳児との部屋の使い分けに苦労が見られる。職員同士で連携を取り、双方で活動を工夫しているようだが、部屋の仕切りなど、現場の意見を基に改善していくことを検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自発的な活動ができるよう、生活環境を工夫している。しかし、3歳未満児と3歳以上の子どもたちとの関わりは少ない。改善に向けたメモでは、異年齢で遊ぶ機会や触れ合う時間を作ることが職員から提案されている。今後の活動の展開に期待したい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<コメント> 一人ひとりの子どもに丁寧に関わり、保護者とのコミュニケーションや、園生活について毎日発信するなど、職員の真面目な頑張りが見られる。職員の「より一層できることがあるのでは」という気持ちを大切に、子どもたちのための温かい保育が展開されている。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<コメント> 障害のある子どもに対しては、個別指導計画を作成して支援している。相談の申入れがあれば、プライバシーに配慮してカーテンのある個室（職員室）で行われている。子どもの障害特性に応じて、配慮すべきことを保護者から聞き取り、ルールを守って対応している。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもに在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ② ・ c
<コメント> 長時間保育には、ローテーションで担任も週に1回担当するため、長時間保育利用の保護者と対面で話をする機会が持てる。しかし、短時間利用の子どもと比較すると、コミュニケーションは取りづらいと感じている。今後は、連絡帳アプリを利用して、個別に子どもの情報を知らせるなどの取組みに期待したい。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<コメント> 近くに小学校があり、学習発表会の予行練習を見に行ったり、出前授業として養護教諭が就学前の子どもへ小学校の生活をレクチャーしたりする機会がある。障害のある子どもや、特別な配慮が必要な子どもの情報提供は就学前に行われ、円滑に入学するための準備についてのマニュアルが整えられている。		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ② ・ c
<コメント> 健康管理についてのマニュアルがあり、保健衛生年間計画が作成されている。内科健診・歯科健診の結果は、異常のある子のみ保護者へ報告され、異常のない子どもは「健康記録」に記載のみ行われている。保護者に対して、SIDS（乳幼児突然死症候群）についての情報提供がなされていないため、ポスターで啓発するなど、定期的・継続的に広報することを計画せされたい。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<コメント> 歯科健診後の歯の磨き方の再確認や、内科健診後の健康の話など、保育の中で定期的に子どもたちへ啓蒙・指導が行われている。「保健だより」や「園だより」に、健診についての内容が記載されることもあり、保護者への情報提供となっている。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<コメント> 「アレルギー対応マニュアル」が整備されており、食育計画が確認できた。アレルギー児に対しては、「生活管理指導票」に基づき、保護者と話し合いながら、市の基準に従って給食提供をしている。他児とは食器の色を変え、スプーンは専用のものを使っている。給食の提供時は数名の職員でチェックを行い、見守りながら提供している。		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育計画が年齢ごとに整備され、それを基に月計画も作成されている。園で栽培した野菜を給食に取り入れることで、食への興味や関心を育てている。また、その日の給食を写真で配信して保護者への情報提供を行い、家庭でも食育の学びとなるよう働きかけている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ② ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりの食事量を見極め、無理なく食べられるよう配慮している。保護者への給食試食会を実施し、理解を得ている。しかし、嘔吐した場合の食器の返却方法の理解が十分ではない。衛生管理を徹底し、安心・安全な給食提供のために、再度研修等で周知をして徹底することが急務である。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの生活についての情報は、連絡帳アプリで毎日配信している。運動会や発表会に取り組む経過を保護者に伝え、園の活動を知ってもらう情報源となっている。忙しい職務の中、職員の献身的な毎日の発信に対して、多くの保護者がアンケートで感謝の思いを寄せている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 個別懇談会や日々のコミュニケーションで、保護者と子どもの情報を共有し「園だより」等で園生活の内容を発信している。意見箱や行事後のアンケートで保護者の意見を聞き、まとめたものをフィードバックして理解を得ている。しかし、長時間保育の子どもに関しては、改善の余地があると考えている。すべての保護者に、安心してもらうための取組みを工夫していく姿勢は評価できる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」があり、早期発見のための園内での取組みは評価できる。しかし、職員周知については、十分であるとは言い難い。すべての職員が、マニュアル通りに実行するための知識の再確認の機会を作ることを提案したい。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> 自己評価を行う場面は多くあり、日々の保育実践の振り返りや「成果評価シート」など、目標を立てて振り返りを行っている。しかし、行うだけになっているのが現状である。テーマに沿った職員間での話合いの機会を持つことで理解度を上げ、さらには内容の習熟度を上げていく機会を作られたい。		